

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和2年1月7日
事業者の氏名又は名称	琴平バス株式会社(法人番号8470001008153)(代表者 楠木泰二郎)
事業者の所在地	香川県仲多度郡琴平町1228-1
営業所の名称	徳島営業所
営業所の所在地	徳島県鳴門市撫養町木津1456-12
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第15条第3項、第27条第3項
違反行為の概要	<p>令和元年11月25日及び同年12月4日、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、2件の違反が確認された。</p> <p>(1)営業所配置車両数の変更について届け出をしていなかったこと(道路運送法第15条第3項)</p> <p>(2)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)</p>
当該違反点数(営業所)	1点
違反点数(事業者)	1点

※ 違反行為の概要において、「運輸規則」とは旅客自動車運送事業運輸規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和2年1月14日
事業者の氏名又は名称	いずみ観光株式会社(法人番号5500001011107)(代表者 矢野貴則)
事業者の所在地	愛媛県今治市上徳乙216-4
営業所の名称	高橋営業所
営業所の所在地	愛媛県今治市高橋甲572-1
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	令和元年12月9日、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 違反行為の概要において、「運輸規則」とは旅客自動車運送事業運輸規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和2年1月22日
事業者の氏名又は名称	株式会社エコロジャパン(法人番号7470001010309)(代表者 西岡美由紀)
事業者の所在地	香川県三豊市豊中町大字上高野3073
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県三豊市豊中町大字上高野3067-1
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	令和元年12月5日、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)乗務員台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	13点

※ 違反行為の概要において、「運輸規則」とは旅客自動車運送事業運輸規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和2年1月22日
事業者の氏名又は名称	有限会社浦島観光(法人番号5470002016991)(代表者 山口晃徳)
事業者の所在地	香川県三豊市詫間町大浜甲1877-2
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県三豊市詫間町大浜甲1325-1
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	<p>令和元年12月4日、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、5件の違反が確認された。</p> <p>(1)運送引受書に記載すべき事項の記録が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)</p> <p>(2)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(運輸規則第24条第5項)</p> <p>(3)運行指示書に記載すべき事項が不適切であったこと(運輸規則第28条の2第1項)</p> <p>(4)乗務員台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第37条第1項)</p> <p>(5)運行管理者の補助者の解任を届出していなかったこと(運輸規則第68条)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 違反行為の概要において、「運輸規則」とは旅客自動車運送事業運輸規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。